

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

下記2の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和8年3月11日

長野地方法務局

登記官 小池 裕

記

1 手続番号

- (1) 第1000-2024-0044号
- (2) 第1000-2024-0045号
- (3) 第1000-2024-0046号
- (4) 第1000-2024-0047号
- (5) 第1000-2024-0048号
- (6) 第1000-2024-0052号
- (7) 第1000-2024-0053号

2 表題部所有者不明土地に係る所在事項

- (1) 長野市篠ノ井山布施字稲場3560番
- (2) 長野市篠ノ井山布施字稲場3561番1
- (3) 長野市篠ノ井山布施字稲場3561番2
- (4) 長野市篠ノ井山布施字稲場3564番1
- (5) 長野市篠ノ井山布施字稲場3564番2
- (6) 長野市篠ノ井山布施字稲場3608番1
- (7) 長野市篠ノ井山布施字稲場3608番2